

議案第 93 号

墨田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区組織条例の一部を改正する条例

墨田区組織条例（昭和 52 年墨田区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「福祉保健部」を「福祉部
保健衛生部」に改める。

第 4 条福祉保健部の項第 4 号から第 7 号までを削り、同項第 8 号中「及び保健衛生」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項を同条福祉部の項とし、同項の次に次のように加える。

保健衛生部

- (1) 公衆衛生に関すること。
- (2) 環境衛生に関すること。
- (3) 区民の健康増進に関すること。
- (4) 保健所に関すること。
- (5) その他保健衛生に関すること。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（墨田区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例の一部改正）

- 2 墨田区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例（昭和 50 年墨田区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区大気汚染障害者認定審査会条例の一部改正）

3 墨田区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和50年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部改正）

4 墨田区公害健康被害認定審査会条例（昭和50年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例の一部改正）

5 墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例（昭和50年墨田区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

（墨田区保健衛生協議会条例の一部改正）

6 墨田区保健衛生協議会条例（平成15年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条中「福祉保健部及び墨田区保健所」を「保健衛生部」に改める。

（提案理由）

社会状況の変化、区民ニーズの多様化等に適切に対応するため、区長部局の組織体制を整備する必要がある。